

GM0 あおぞらビジネスローン (freee 会員向け) 金銭消費貸借約款

本約款は、GM0 あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の「GM0 あおぞらビジネスローン (freee 会員向け)（以下、「本商品」という。）」を利用する法人（以下「お客さま」といいます。）が、当社との間で締結する GM0 あおぞらビジネスローン (freee 会員向け) 金銭消費貸借契約（以下「本契約」といいます。）に基づき行う借入（以下「本借入」といいます。）に適用されます。本約款に特段の定めがない事項については、当社の円普通預金規定および銀行取引規定など別途定める各取引規定が本借入に適用されます。

なお、本約款をはじめとする当社の各取引規定および各種説明書並びにそれらの変更のお知らせは、当社の Web サイトに提示することにより提供するものとし、郵送等による提供はしないものとします。（これらはいつでも当社の Web サイト上で確認することができます。）

第1条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① 本商品は、本契約および本約款に基づき、当社が、フリー株式会社が提供する「freee 資金調達」（サービス名称が変更された場合、当該変更後のサービスを含みます。）および「クラウド会計ソフト freee 会計」（サービス名称が変更された場合、当該変更後のサービスを含みます。以下「freee 会計」といいます。）の会員である法人に対して提供する事業性貸付をいいます。
- ② 「本債務」とは、本契約に基づきお客さまが当社に対して負担する一切の債務をいいます。
- ③ 「約定返済日」とは、お客さまが本約款第 6 条に定める方法等により本債務の支払いを行う日をいいます。
- ④ 「返済用口座」とは、お客さまが本約款第 6 条に定める方法等により本債務を支払うためのお客さま名義の当社の代表円普通預金口座をいいます。
- ⑤ 「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

第2条（本商品の利用条件および商品要項）

1. お客さまは、当社に対して本借入の申込を行うために、以下の条件を満たしている必要があります。
 - ① お客さまは、「freee 資金調達」および無料会員を含む「freee 会計」会員の法人であること。
 - ② お客さまは、「freee 資金調達」で 7 カ月以上連続した入出金明細情報を同期している法人であること。（審査に際し同期した銀行口座の通帳コピー、インターネット

バンキングの画面などの口座情報や取引明細等の情報が記載された書面の提出が必要となります。)

- ③ お客さまは、「freee 資金調達」に登録した事業所情報、代表者情報、財務情報、入出金明細情報等に虚偽や更新もれ等がなく、当該情報がローン審査に利用されることに同意いただいている法人であること。
 - ④ 営利法人であること。(会社の種類が、株式会社、有限会社、合同会社、合名会社又は合資会社であること。)
 - ⑤ 日本国内に法人住所を有していること。
 - ⑥ 当社の他の商品・サービスにおいて、未収・延滞・その他利用制限等がなされていないこと。
 - ⑦ 法人口座(円普通預金口座)が当社 Web サイトに掲出する所定の提携企業を通じた口座開設でないこと。
 - ⑧ 本約款で定める内容に同意いただけること。
- 2. 本借入の資金使途は、「運転資金(納税資金、賞与資金、借換を含む)」に限ります。
 - 3. 本借入の約定返済日は、毎月最終営業日となります。
 - 4. 本借入の返済方法は、お客さま名義の当社の返済用口座から引き落とします。

第3条(審査申込方法)

- 1. お客さまは、当社 Web サイト上で掲載する本商品の「商品概要説明書」、「電子交付について」、「お客さまの個人情報の利用について」および「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を同意・承諾のうえ、申込内容を記入し、本借入の審査申込をします。
- 2. 前項に定める本借入の審査申込は、お客さまが当社の Web サイト上で当社所定の審査申込手続きを完了させた時点で有効となります。
- 3. 当社は、お客さまが本条第1項の本借入の審査申込を行った後、当社所定の方法により審査を行います。審査の結果、当該審査申込に係る貸付の実行ができないと当社が判断した場合、当社は当該貸付の実行を行わないものとし、また、当社がお客さまに対しその旨を通知することを要しないものとし、当該貸付の実行をしないことによりお客さまが受けた損害について、当社は一切責任を負いません。
- 4. お客さまは審査申込を行った後、「freee 資金調達」において同期した銀行口座の通帳コピー、インターネットバンキングの画面などの口座情報や取引明細等の情報が記載された書面等を当社所定の方法により提出するものとし、
- 5. 当社は、本条第1項の審査を行うに当たり、本約款に別途定めるものを除き、当社の他の金融商品に係る取引又は当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引の継続等を条件としません。
- 6. お客さまは、本商品の利用申込を行う際に、届出事項の変更がある場合には、当該届

出事項の変更手続きを完了した後に、利用申込を行うものとします

第4条（契約手続き）

1. お客様は、前条の審査の結果において本借入を行うことが可能とされた場合、当社インターネットバンキング上で本借入の契約手続きが可能となります。なお、当該手続時点において、お客様名義の当社の返済用口座を開設していない場合は、当該返済用口座を開設した上で、当社インターネットバンキング上で当社所定の契約手続きを行う必要があります。
2. お客様は、当社 Web サイト上に掲載する本約款および本契約を同意・承諾のうえ、本借入の契約手続きを行います。
3. お客様は、当社インターネットバンキング上で提示する契約手続期限内に当社所定の契約手続きを行う必要があります。
4. 当社は、お客様が借入希望日として指定した日（以下「借入希望日」といいます。）に、お客様が本条第1項の本借入の契約手続きにおいて借入金額として希望された金額（但し、当該金額は当社がお客様に対して事前に提示した金額を超えることができないものとします。）をお客様名義の当社の返済用口座に入金する方法によって貸付を実行します。かかる入金が完了した時点で本契約が成立します。

第5条（貸付実行の前提条件）

1. 当社は、次の各号に定める条件が貸付実行時点においてすべて充足されることを条件に貸付が実行できるものとします。
 - ① 第3条および第4条第1項乃至第3項に定める手続きが完了していること。
 - ② お客様が、審査申込時点で申込された内容と、お客様名義の当社の返済用口座の登録情報に相違がないこと。
 - ③ お客様名義の円普通預金口座に対して、本貸付の実行を制限するような規制がされていないこと。
 - ④ お客様による当社の他のサービスにおいて、未収や延滞等が発生していないこと。
 - ⑤ 当社において、貸付実行に関連するシステムに障害が発生していないこと。
 - ⑥ 第14条各号記載の事項および本契約に定める表明保証事項がいずれも真実かつ正確であること。
 - ⑦ お客様が、本契約の各条項に違反しておらず、また、貸付実行日以降においてかかる違反が生じる具体的なおそれのないこと。
 - ⑧ 当社がお客様について知り得た情報により、当該審査申込に係る貸付の実行ができないと当社が判断する事象が発生していないこと。
2. 前項の条件の全部又は一部が充足されないことを理由に貸付を実行しないこととした

場合、当社はお客さまに対しその旨を通知することを要しないものとします。

3. 本条第 1 項に定める貸付実行の前提条件の不成就により、申し込みがなされた貸付が実行されなかったとしても、当社は、貸付実行の前提条件の不成就に関して当社の故意又は重過失がある場合を除き、これによりお客さまが被った損失等についての補償、その他一切の責任を負担しないものとします。

第 6 条（本債務の返済方法）

1. お客さまは、元金均等返済方式によって本債務の返済を行います。
2. お客さまは、各約定返済日に、本契約又は当社インターネットバンキング上で提示される本借入の返済予定表に記載された、当該約定返済日に対応する返済回の元利金の金額（以下「約定返済額」といいます。）を支払うものとします。ただし、本契約又は当社インターネットバンキング上で提示される返済予定表の内容は本契約申込時の内容を示すものであり、延滞等によって返済額が変更された場合は、お客さまは、当該変更後の返済額をお電話又は当社がお客さまに対して送付した書面にて確認していただく必要があります。
3. お客さまは、本債務の元利金の返済のため、各返済回に対応する約定返済日の午前 12 時（正午）までに返済用口座の残高を当該返済回に係る約定返済額相当額以上にする必要があります。約定返済日の午前 12 時（正午）までに確認できない場合、翌営業日の返済となり、当該約定返済日に行うべき返済を遅延したことになります。約定返済日を過ぎた後も、営業日の午前 12 時（正午）までに遅延損害金を含む必要残高が確認できない場合は、午前 12 時（正午）を過ぎてからの入金により必要金額に達した場合であっても、返済は翌営業日となります。なお、初回返済日は、貸付実行日の属する月の翌月最終営業日とし、第 2 回目以降は毎月最終営業日とします。
4. 当社は、各返済回に対応する約定返済日に、当該返済回に係る約定返済額を、返済用口座から自動的に引き落とし、本債務の約定返済に充当します。
5. 各返済回に対応する約定返済日の午前 12 時（正午）までに返済用口座の残高が当該返済回に係る約定返済額に満たない場合は、当社は、当該約定返済日に前項に定める引き落としを行いません。この場合、お客さまは、当該約定返済日に行うべき返済を遅延したことになります。
6. お客さまは、前項の遅延が発生した場合、ただちに、返済用口座の残高を当該遅延が発生した約定返済日に係る約定返済額および遅延損害金の合計額相当額以上にする必要があります。当社は、当社がお客さまの返済用口座の残高が上記約定返済額および遅延損害金の合計額相当額以上になったと認識した時点で、上記約定返済額および遅延損害金の合計額相当額を引き落とし、当社の任意の順序により本借入の未払元本、未払利息および遅延損害金の支払いに充当することができるものとします。
7. 本条第 4 項および前項の手続きにおいて返済用口座から自動的に引き落としが行われ

る日が、返済用口座から当社以外の債権者に対する支払い又は当社に対する他の金融商品に係る支払いが行われるべき日と同日である場合、当該日において返済用口座の残高をもって行う支払い又は返済の順序については当社が決定するものとします。お客さまは、当社に対し、上記支払い又は返済の順序について決定する権限を付与することに同意するものとします。

8. 当社は、お客さまの本条第 5 項の遅延が発生した場合、返済用口座を含むすべてのお客さま名義の口座の出金および他の金融商品に係る取引又は当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引を制限もしくは停止することがあります。
9. お客さまは、本債務の支払いが完了するまで、返済用口座の変更はできないものとします。

第 7 条（利息、遅延損害金、手数料）

1. 利息は、各返済日に後払いするものとし、利息の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とし 1 円未満を切り捨てるものとします。
・借入元本残高×貸付利率（年率）×直前の約定返済日（当日を含まない）から当該約定返済日（当日を含む）までの期間の経過日数÷365 日。
2. 債務の返済を遅延した場合の遅延損害金の割合は年 14.0%とし、当該遅延損害金の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とし 1 円未満を切り捨てるものとします。
・返済を遅延した元金×遅延損害金の割合（年率）×約定返済日（当日を含まない）から遅延した金額を返済した日（当日を含む）までの期間の経過日数÷365 日。
3. お客さまは、第 15 条第 1 項の報告又は調査の事務手数料として以下の計算式によって計算された額を毎月支払うものとします。手数料の割合は 2.0%とし、月末時点で freee 資金調達、freee 会計又はその他の当社が別途認めた方法によりお客さまの入出金明細情報が確認できない場合、翌月の約定返済日にお客さまの円普通預金口座から引き落とします。当該手数料の金額は、次の算式によって算出した金額とし、1 円未満は切り捨てるものとします。
・入出金明細情報が確認できない月の翌月初の借入元本残高×手数料の割合（年率）÷12

第 8 条（繰上げ返済）

1. お客さまは、本債務の繰上げ返済を行うことができません。
2. 当社がやむを得ないものと認め、事前の書面又は電磁的方法による承諾を行った場合に限り、お客さまは繰上げ返済を行うことができるものとします。

第9条（期限の利益の喪失）

1. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの通知催告等がなくとも、お客さまは当社に対する一切の本債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに本債務の全額を返済するものとします。
 - ① 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む。）を受けたとき。
 - ③ お客さまの預金その他の当社に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたとき。
 - ④ 公租公課の差押又は滞納が発生したとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったことを知ったとき。
 - ⑥ 事業を停止、または廃業したとき。
 - ⑦ 解散、または清算したとき。
 - ⑧ 代表者死亡等により、事業が継続されないと当社が判断したとき。
2. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって、お客さまは当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - ① 当社に対する債務の一部又は全部の履行が3カ月を超えて遅滞したとき。
 - ② お客さまが当社との本約款又はその他の規定（その他の商品・サービスに関するものも含む。）に違反したとき。
 - ③ お客さまが当社に対して表明・保証を行った事項について、虚偽又は不正確であることが判明したとき。
 - ④ 当社による所定の手続きを行った結果、お客さまとの取引継続が適当と認められなかったとき。
 - ⑤ 前各号のほか、当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第10条（公正証書）

お客さまは、合理的な理由に基づく当社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、直ちに本契約に基づく債務についてその承認および強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続きを行うものとします。

第11条（相殺）

1. 当社は、本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含まず）とお客さまの預金その他当社に対する債権等を、その債権の期限または債権額を指定する通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、当社は、所定の手続きを省略し、お客さまの預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充てた上で、事後的にお客さまに通知を送付することもできるものとします。
2. 前項により、当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺計算の日までとし、預金等の債権の利率については、各債権の取引に係る規定等の定めによるものとします。
3. 第1項の相殺において、債権債務の表示通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、相殺実行時点において、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとします。
4. お客さまは、当社に預金保険事故が発生した場合を除き、本債務をお客さまの当社に対する債権と相殺することはできないものとします。

第12条（借入内容の変更等）

1. お客さまは、本借入の借入期間中は、当該借入の借入内容・条件等の変更はできないものとします。
2. 前項にかかわらず、お客さまのやむをえない事情がある場合、当社の承諾を得た場合にのみ、借入内容、および条件等の変更をすることができるものとします。この場合、当社はお客さまに対して手続きの方法等の必要な事項を通知し、お客さまはそれに従うものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、お客さまが、各契約締結日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。なお、本項において各契約締結日とは、お客さまと当社との間で現在既に締結され、また将来締結されることがあるすべての各契約の締結日（本約款の契約締結日を含む。）をいいます。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. お客さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3. お客さまが、暴力団員等若しくは本条第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、お客さまは、当社からの請求によって、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
- 4. お客さまは、前項の規定の適用により、お客さまに損害、損失および費用等が発生した場合でも、当社に何らの請求もしません。また、当社に損害、損失および費用等が発生した場合には、お客さまがその責任を負います。
- 5. 本条第 3 項又は本条第 4 項の規定により返済しなければならないすべての債務の履行が完了したときは、本契約は、第 17 条(本契約等の解除)の規定にかかわらず、その完了の時点で将来に向って失効するものとします。

第 14 条（表明保証および誓約）

- 1. お客さまは、当社に対し、本契約締結日および貸付実行日時点において、次の各号に定める全ての事項が真実かつ正確であることを表明および保証します。
 - ① お客さまは、日本法に基づいて適法に設立され、かつ現在有効に存続する法人であること
 - ② 本契約の締結および履行は、お客さまに適用される法令等、定款、社内規則に反するものではないこと
 - ③ お客さまは、本契約および履行について法令等、定款、その他のお客さまにおける社内規則において必要とされる全ての手続きを完了していること
 - ④ お客さまが当社に提出した書類およびその他の情報(「freee 会計」若しくは「freee 資金調達」において同期している銀行口座データを含む。)は、真実かつ正確であること
 - ⑤ お客さまに、第 9 条に定める事由に及ぶこととなる事態が発生していないこと
 - ⑥ お客さまの財務状態又は経営に対して悪影響を及ぼすおそれのある訴訟その他の

紛争が発生していないこと

- ⑦ お客さまが、支払期限の到来しているお客さまの一切の債務（公租公課および当社以外の者に対する債務を含む。）を全て支払済みであり、遅滞している債務はないこと。
 - ⑧ 本契約の申し込みを行う者は、本契約の締結について、お客さまから適法に締結権限を与えられた者であること
2. お客さまは、前項の規定に反して前項各号に定める内容が真実又は正確でないことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失および費用の一切を当社に対して補償するものとします。

第 15 条（報告および調査）

お客さまは、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ、お客さまが当社に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号に定める事項について自らの費用で行うものとします。

- ① お客さまの財務状態および営業状態を調査するために必要な資料を当社に対して報告し、当社の調査に応じるものとします。この場合において、当該調査・報告のための事務手数料は第 7 条第 3 項に定めるとおりとします。ただし、freee 資金調達、freee 会計又はその他の当社が別途認めた方法により入出金明細が確認できる場合は当該調査・報告のための事務手数料は要しないものとします。
- ② お客さまの財務状態および営業状態の悪化その他これに関連した事実が発生した場合は、直ちに、当該事実について当社に報告します。また、当社からの請求があった場合は、速やかに、お客さまの信用状況、財務状態および営業状況等に関する情報、書類およびその他の資料を速やかに当社に提供、送付又は交付し、あるいは、当社が実施する面談等必要な便益の提供に応じるものとします。
- ③ お客さまは、お客さまの取引責任者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始、任意後見監督人の選任が現在既にあり、又は将来あったときは、その旨を書面又は当社が指定した方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。届出内容に取消又は変更等が生じた場合、又は補助人・保佐人・後見人に対して補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出るものとします。

第 16 条（本契約等の解除）

本約款第 9 条第 1 項又は同条第 2 項各号のいずれかの事由があるとき、又は次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客さまへの通知・催告等なしに本契約を解除できるものとします。

- ① お客さまが返済用口座を解約するとき。

- ② お客さまが本契約又は本約款の条項のいずれかに違反したとき。
- ③ 第 14 条第 1 項各号に定める内容が真実又は正確でないことが判明したとき。
- ④ お客さまが第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 13 条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ⑤ 前各号のほか、お客さまの取引内容に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。

第 17 条（債権譲渡）

1. お客さまは、当社が将来本契約に基づく貸付債権に関し、他の金融機関等の第三者に当社への債務の支払いに関する業務を委託することをあらかじめ承諾します。
2. お客さまは、当社が将来本契約に基づく貸付債権の全部又は一部を他の金融機関等の第三者に譲渡、承継、信託することをあらかじめ承諾します。また、お客さまは、本契約に基づく借入を行うことをもって、当社に対して生じる一切の抗弁権を当該第三者に対して主張することを放棄します。なお、お客さまは、債権譲渡後においても、本約款の各条項が引き続き適用されることを確認します。
3. 前項により貸付債権が譲渡された場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）からお客さまの譲受人への債務の支払いに関する業務を受託することができます。この場合、お客さまは、当社に対して従来どおり本契約、本約款、商品概要説明書および返済予定表等に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、当社はこれを譲受人に引き渡します。

第 18 条（充当の指定）

1. お客さまが債務を弁済する場合又は当社が相殺若しくは払戻充当を行う場合、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、当社は適当と認める順序方法により充当することができるものとします。当社は、かかる充当をした場合、これを書面又は電磁的方法をもってお客さまに通知するものとし、お客さまはその充当に対して異議を述べることができないものとします。
2. お客さまが相殺する場合において、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、お客さまは当社に対する書面又は電磁的方法による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。
3. お客さまが前項による指定をしなかったときは、当社はお客さまに対する書面又は電磁的方法による通知をもって当社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当に対して異議を述べることができないものとします。
4. 本条第 2 項の指定により当社の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、

割引手形又は割引電子記録債権の決済見込みなどを考慮して、当社の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、当社は充当の結果をお客さまに通知するものとします。

第 19 条（危険負担・免責条項等）

1. お客さまが当社と締結した契約書が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷、消滅又は延着した場合には、お客さまは当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、お客さまは当社から請求があれば直ちに代り証書等を提出するものとします。この場合に生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまが負担するものとします。
2. 当社が、お客さまが諸届等に使用した印影若しくは署名を契約書又は返済用口座の届出印鑑の印影若しくは署名と照合し、又はお客さまが入力した暗証番号若しくはインターネット取引用のログイン ID、ログインパスワード等を当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造又は盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負わないものとします。

第 20 条（費用負担）

本契約の履行に関連して、次の各号に掲げる費用が生じた場合、当該費用についてはお客さまが負担するものとし、返済用口座から引き落とす方法によって支払うものとします。

- ① （根）抵当権、質権又はその他の担保権の設定、抹消又は変更の登記に関する費用
- ② 担保物件の調査又は取立若しくは処分に関する費用
- ③ お客さま又は保証人に対する権利の行使又は保全に関する費用
- ④ 契約書並びにその付帯書類（変更契約書、特約書等）にかかる印紙代
- ⑤ 上記各号に定める費用のほか、この契約による債務に関しお客さまの負担すべき一切の費用（繰上返済手数料その他所定の手数料、公正証書の作成費用、立替費用等を含む）およびそれらの振込手数料等

第 21 条（届出事項の変更）

1. お客さまは、商号、代表者・取引責任者・実質的支配者の氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、事業内容、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに書面又は当社が指定する方法により当社に届け出るものとします。
2. お客さまが前項の届け出を怠り、あるいはお客さまが当社からの通知又は書類等を受

領しないなど、お客さまの責めに帰すべき事由により、当社が行った通知又は送付した書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 22 条（準拠法、合意管轄等）

1. 本約款および本約款に基づくお客さまと当社との間の諸取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
3. 本約款の条項の一部が違法、無効又は執行不能となった場合においても、その他の条項の適法性、有効性および執行可能性はいかなる意味においても損なわれず、また影響を受けないものとします。

第 23 条（規定の準用）

本約款に定めのない事項については、円普通預金口座規定や銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。

GM0 あおぞらネット銀行における申込者の情報の取り扱い

GM0 あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）は、申込者（事前審査申込者、契約成立後の契約者を含みます、以下同じ）に関する情報のうち、個人の場合は個人情報、法人の場合は法人に関する情報（以下「申込者の情報」といいます。）を、当社プライバシーポリシーに準じ、下記業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、信用情報機関より提供を受けた申込者の情報は限定されている目的以外では利用いたしません。また、当社では、利用目的について、申込者にとって明確になるよう具体的に定めるほか、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。なお、当社からのダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで申込者の情報を利用することについて、これの中止をご希望の申込者は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

1. 当社における申込者の情報を利用する業務内容

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務等およびこれらに付随する業務
- ② 信託業務、社債業務、クレジットカード業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ 前号の他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

2. 当社における申込者の情報を利用する目的

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信取引に際して申込者の情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

- ⑨ 市場調査、およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 株式会社あおぞら銀行、その子会社および関連会社並びに提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ GMO インターネットグループ株式会社、その子会社および関連会社並びに提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑬ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑭ 他社の商品・サービス等を広告又は紹介するため
- ⑮ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑯ 前各号の他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため